令和８年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務仕様書

１　目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン)」を踏まえ、県内の県立高校において、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の３つの観点（３類型）から、産業イノベーション人材等を育成し、高校教育改革を先導するパイロットケースを３つの拠点校（以下「先導拠点校」という。）において創出することとしている。

本業務は、３類型の先導拠点校を横断する全体統括機能を担い、本県教育委員会事務局への伴走支援及び各先導拠点校への情報収集・伴走支援を行うものである。

また、本業務の遂行にあたっては、第三者的な視点から県教育委員会事務局と先導拠点校の現場を調整し、現場の負担感等を緩和する機能を担うことも目的とする。

２　履行期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

３　履行場所

高知県教育委員会事務局、各先導拠点校、各先導拠点校が連携する地域企業・大学・関係機関、及び委託者が指定する場所

４　委託業務内容

（１）高知県教育委員会事務局への伴走支援

・国のグランドデザインや本県における状況、全国の先進的な事例、これからの高校教育を取り巻く環境の変化等を踏まえた提案・助言を行う。

・委託者からの要請に応じて打合せ（オンライン含む）を実施する。

（２）先導拠点校に関するロードマップ（実行計画書）及び教育課程編成表の作成・伴走支援

①本県の先導拠点校におけるパイロットケースの実行に向けた令和 10 年度末までのロードマップ（実行計画書）の作成

・令和 10 年度の高等学校教育改革の本格実施及び定着に向け、各先導拠点校及び県教育委員会事務局・外部団体等と十分な協議・検討を行い、実行可能なロードマップ（実行計画書）を作成する。

・ロードマップ（実行計画書）は、例えば教育課程の作成、外部団体との調整等に項目を分けて、全国の先進事例を踏まえ、先導拠点校ごとに作成する。

②　教育課程編成表の作成

・各先導拠点校の取組の方向性を踏まえ、全国の先進的な事例の調査分析を行ったう

えで、教育課程編成表を提案・作成する。
・教育課程編成表は先導拠点校ごとに２案以上作成する。
・作成にあたっては、各先導拠点校、県教育委員会事務局及び外部連携先と調整を行い作成する。
・全国の先進的な探究活動及び指導計画の提案・導入支援
・次期学習指導要領（教育課程の柔軟化の仕組みの方向性を含む）を見据えた現行の学習指導要領の教育課程編成表とすること

5　業務遂行体制等

（１）業務責任者及び先導拠点校担当の配置
・本業務を総括し県からの指示を受ける窓口となる「業務責任者」を１名、各先導拠点校への伴走支援を担う「先導拠点校担当」を１名以上配置すること。
・業務責任者は、先進的な事例の調査分析能力を有し、各先導拠点校の教育課程編成表やロードマップ（実行計画書）の作成において、適切な助言を与えるとともに進捗管理などのマネジメント能力を有する者とする。
・各先導拠点校担当は、先導拠点校の取組の方向性を踏まえた教育課程編成表や実行可能なロードマップ（実行計画書）を作成できる者とする。

（２）再委託の制限・範囲
・受託者は、本業務の主たる部分（企画判断、全体統括等）を一括して第三者に再委託することはできない。
・ただし、高知県教育委員会事務局への伴走支援及び先導拠点校の伴走支援を担う先導拠点校担当については、再委託を基本として認める。ただし、再委託先の選定及び体制については、あらかじめ高知県の承認を得るものとする。

6　成果物等

（１）上記４（１）の高知県教育委員会事務局や先導拠点校、外部団体との協議を行った際は、協議後２日以内に協議概要を作成し、委託者へ提出する。
（２）上記４（２）の①、②を高知県教育委員会事務局、各先導拠点校及び外部団体と調整のうえ２月末までに委託者に提出すること。その後、先導拠点校、高知県教育委員会事務局との調整を踏まえ、３月末までに委託者に提出すること。（修正可能な電子データ）
（３）業務完了後速やかに、業務完了報告書（紙媒体及び電子データ）を提出すること。
・報告書には、統括伴走を通じて収集・整理した情報を含めるとともに、各先導拠点校で実施した支援による成果についても記載するものとする。また、県が開催する会議等での説明資料を適宜作成・提出すること。

7　留意事項

（１）受託者が本業務において製作した成果物等の著作権は高知県に帰属するものとする。

受託者は著作者人格権を行使しない。

（２）受託者は、事業を推進する際には県教育委員会事務局と方向性及び実施内容等について協議し、実施した内容について適宜報告することとする。

（３）成果物は、県が自由に二次使用できるものとし、第三者の権利を侵害しないよう適切な処理を行うこと。

（４）個人情報保護及び情報セキュリティに関して細心の注意を払い、業務上知り得た情報の外部漏洩、目的外利用等を禁止する（契約終了後も同様）。

（５）委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費（会議費、謝金等を含む）は、委託料に含めるものとする。

（６）受託者は、３類型間の取組状況を横断的に把握・共有し、必要な情報連携及び調整を全体統括の責任において行うこと。

（７）受託者は、本事業終了後を見据え、各先導拠点校が自立して事業を継続できるよう、運営ノウハウの移転、関係者ネットワークの引継ぎ、地域における持続可能な推進体制の構築を支援する。

（８）国から得た情報と各県から受領した機密情報を明確に区別し、情報取り扱いルールを書面にて整備の上、適切に管理すること。